
種 別： 論説

タイトル： 消費者契約法と専属的管轄合意の有効性

著 者： 藪口 康夫

所 収： 『上智法学論集』第 67 卷 4 号（令和 6 年 3 月）113-144 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

消費者契約法と専属的管轄合意の有効性

藪口 康夫

- 一 問題の所在
- 二 平成 8（1996）年民法改正前の専属的管轄合意をめぐる民事訴訟法学上の議論
 - 1 合意管轄条項が付加的（競合的）なのか、専属的なのかが文言上明らかでない場合
 - 2 合意管轄条項に「専属的」との文言が存在する場合の効力
- 三 消費者契約法 10 条が適用・類推適用された場合の処理
 - 1 事業者原告型
 - 2 消費者原告型
- 四 消費者契約法制定後の裁判例の検討
- 五 消費者契約法上の議論
 - 1 平成 8 年民事訴訟法改正時の議論
 - 2 消費者契約法制定時の議論
 - 3 消費者契約法制定後の民事訴訟法学上の議論
- 六 専属的管轄合意条項への消費者契約法 10 条適用・類推適用の試み
 - 1 消費者契約法上の不当条項リストに明文化されなかったことの影響
 - 2 民事訴訟法学上の議論
 - 3 消費者契約法 10 条適用・類推適用論の実益
 - 4 結論

一 問題の所在

民事上の紛争を裁判所において解決する場合、どこの裁判所を法廷地とするかは、隔地者間の当事者にとっては重要な問題となる。

民事訴訟法では、事件類型を問わない普通裁判籍(民事訴訟法4条)と特別裁判籍(民事訴訟法5条以下)の法定管轄を定めながら、当事者の合意による管轄裁判所(民事訴訟法11条)も認められている。

そこで、紛争当事者間の契約書に、契約に起因する訴えについての管轄裁判所の定めがおかれていることがある。しかも、契約書の文言に、「専属的管轄裁判所」であることが明示されている場合、明示されていない場合に、それをどのように扱うのか、すなわち専属的合意管轄を認めるのか否かが問題となる。もし、この専属的合意管轄を認められれば、一方の当事者は近隣の裁判所に出廷すれば良いことになるのに対し、他方の当事者が、遠隔地の裁判所に出廷する必要が生じるからである。

特に、事業者と消費者が契約関係に立つ場合、このような条項が約款に明記されていて、「契約自由の原則」によって契約条項の個別的修正・変更が行なわれない場合には、消費者の側が遠隔地の法廷に赴く必要が生じる場合が多く発生し、消費者側が経済的にも時間的にも大きな負担を課せられることになる。

筆者は、民事訴訟法学を専門としており、本稿においては、専属的管轄合意の効力を、消費者契約法10条の適用または類推適用によって制限する可能性を検討することとする。

二 平成8(1996)年民訴法改正前の専属的管轄合意をめぐる民事訴訟法学上の議論

従来より、合意管轄条項の効力をめぐっては、大きく分けて以下の二点について議論されてきた。

1 合意管轄条項が付加的(競合的)なのか、専属的なのか文言上明らかでない場合

(1) かつての通説は、契約条項の解釈の問題として処理し、法定の管轄裁判所のうちのいずれかを指定している場合には専属的と解し、そうでなければ付加的と解していた⁽¹⁾。

(2) これに対し、同じく契約条項の解釈の問題として処理しつつも、法定の管轄裁判所が存在するにもかかわらず、他の裁判所又はその内の一つの裁判所を管轄裁判所として指定する以上は、たとえ「専属」の文言が使用されていなくとも専属的管轄合意と解釈するのが当事者の合理的意思であるとする説もあった⁽²⁾。

このような見解に立つ場合は、専属的管轄合意と解釈された管轄条項につき、消費者契約法 10 条の適用ないし類推適用の可能性を考える必要が生じる。

(3) また、「専属」との文言が存在しない以上は、専属的管轄合意ではなく付加的（競合的）な合意であるとする説もある⁽³⁾。この説は、契約解釈の中に、消費者保護の発想を、密かに導入しているものといえる。

このような見解に立つ場合は、本稿の検討対象である消費者契約法 10 条については、この場合に適用ないし類推適用の可能性を考えるまでもないことになる。

2 合意管轄条項に「専属的」との文言が存在する場合の効力

この場合には、専属的管轄合意が訴訟上どのように扱われてきたかは、平成 12（2000）年の消費者契約法制定より前の、旧民事訴訟法時代（平成 9 年以前）のものも含めて、学説・裁判例が専属的合意管轄をどのように扱ってきたかを概観する。

(1) 専属的管轄合意の成立自体を否定するか、成立した合意の範囲を限定的に解釈する方法

約款による管轄の合意を一切認めず、たとえなされても合意の成立を否定する見解があった⁽⁴⁾。また、「専属的」との文言が存在していても、付加的

(1) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』（酒井書店・1965年）90頁など。

(2) 奈良次郎「管轄合意（その2）」金法 559号 40頁（1969年）など。

(3) 徳田和幸「管轄の合意の要件と効力」三ヶ月章=青山善充編・民事訴訟法の争点〔ジュリスト増刊号〕（有斐閣・1979年）

(4) 吉野正三郎「管轄をめぐる当事者自治とその限界」新堂=竹下=石川『講座民事訴訟

(競合的)な合意であるとする説もある⁽⁵⁾。

(2) 公序良俗違反(民法90条の類推適用)または、信義則の適用

契約文言上は、専属的合意が認められても、その内容に合理性・妥当性がないとして、民法90条を類推適用したり、信義則によって専属的合意管轄の効力を制限するという見解もあった⁽⁶⁾。

(3) 民事訴訟法16条以下の移送による処理

専属的管轄の合意と認められる場合でも、民事訴訟法の移送規定により、それ以外の裁判所に移送できるかは、平成8年改正前民事訴訟法31条の下では、議論があつた。というのも、改正前民事訴訟法31条には、現行民訴法20条1項括弧書きに相当する文言が存在しなかったため、専属的合意管轄の場合にも、改正前民事訴訟法31条の適用が排除されるか否かが議論されていた。

結局、平成8年改正を経た現行民訴法20条1項は、その括弧書きが存在することから、専属的合意管轄の場合には、現行民訴法17条から19条は適用排除されないことになるので、現在では同16条や17条による移送が可能になっている。

三 消費者契約法10条が適用・類推適用された場合の処理

その後の平成12(2000)年に消費者契約法が制定されてからは、同法10条の適用または類推適用の可能性が示唆されるようになってきた⁽⁷⁾。

そこで、専属的管轄合意条項に、消費者契約法10条が適用・類推適用された場合の処理を検討しておく。

法④審理(弘文堂・1985年)81頁。

(5) 徳田・前掲註(3)。高島義郎「管轄合意をめぐる問題点」鈴木忠一=三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座』1巻(1981年・日本評論社)232頁。奈良次郎「専属的合意管轄は終焉か? (上)」判時1497号153頁以下(1994年)。

(6) 竹下守夫「判批」『統民事訴訟法判例百選』13頁(1972年)。高島・前掲註(5)237頁。

(7) 秋山幹男=伊藤眞=加藤新太郎=高田裕成=福田剛久=山本和彦『コンメンタール民事訴訟法I』〔第3版〕(日本評論社・2021年)289頁。

消費者契約法が適用される民事訴訟には、「消費者契約」（消費者契約法 2 条 3 項）上の「事業者」（消費者契約法 2 条 2 項）が原告となり同法上の「消費者」（消費者契約法 2 条 1 項）が被告となる事業者原告型と、同法上の「消費者」が原告となり同法上の「事業者」が被告となる消費者原告型が考えられるので、両者を分けて検討する。ここでは検討のイメージをわきやすくするため、仮に事業者の住所（本店所在地）を東京、消費者の住所を北海道釧路市と想定する。そして、この場面で専属的管轄の合意があるとすれば、それは、東京地裁・簡裁を専属的合意管轄裁判所とする定めであるとする。

1 事業者原告型

この類型の場合、原告（事業者）は、被告（消費者）に対する契約上の債務の履行（たとえば、代金の支払）を求めて訴訟を提起することが、多く想定される。この場合の法定土地管轄は、まず、被告の普通裁判籍として被告の住所地（民訴法 4 条 1 項・2 項）である釧路市の地裁・簡裁に発生する。また、原告の特別裁判籍として代金債務の義務履行地（民訴法 5 条 1 号、民法 484 条 1 項後段）である東京の地裁・簡裁にも発生する。

この状況下で原告である事業者が東京地裁・簡裁に訴えを提起した場合、被告である消費者が被告住所地である釧路への移送を求めるに際し、東京地裁・簡裁が土地管轄を有する以上は民訴法 16 条（管轄違い移送）を理由にはできないため、民訴法 17 条（裁量移送）に拠ることになる。

この場合に、専属的管轄の合意が消費者契約法 10 条違反で無効となれば、東京地裁・簡裁が釧路地裁・簡裁に移送するか否かは、民訴法 17 条により判断されることになる。仮に、専属的管轄の合意が消費者契約法 10 条違反ではなく有効となっても、現行民訴法 20 条が民訴法 11 条（合意管轄）による専属管轄については民訴法 17 条から 19 条の適用を排除していないので、東京地裁・簡裁が釧路地裁・簡裁に移送するか否かも、結局、民訴法 17 条により判断されることになる。

このように考えると、事業者原告型の訴訟においては、原告所在地（東京）に提起された訴訟を被告所在地（釧路）に移送するためには、消費者契約法により専属的管轄合意を無効にすることは必須ではない。しかしなが

ら、東京地裁・簡裁とする旨の専属的管轄合意が、普通裁判籍（釧路）を排除する点で消費者の管轄の利益をより制限するものであることを理由に消費者契約法 10 条違反で無効とすることができるならば、民訴法 17 条による釧路への移送の必要性・許容性が裁判所によって認められる確率が上がる、ということとは言えるであろう。

2 消費者原告型

この類型の場合、原告（消費者）は、被告（事業者）に対して、契約上の債務履行として種類物・特定物の引渡やサービスの履行を求めたり、契約の取消しを理由に既に支払った金銭の支払を求めて訴訟を提起することなど、種々の請求方法が想定される。

(1) 原告（消費者）が特定物の引渡しを被告（事業者）に求める場合

この場合の法定土地管轄は、まず、被告の普通裁判籍として被告の住所地（民訴法 4 条 1 項・2 項、被告が法人であれば 4 項）である東京地裁・簡裁に発生する。また、原告の特別裁判籍として特定物引渡債務の義務履行地は債権発生時の目的物所在地である（民訴法 5 条 1 号、民法 484 条 1 項前段）。したがって、目的物が被告事業者の本店にあれば東京の地裁・簡裁にも発生する。また、第三地に存すれば、その第三地に土地管轄が発生するので、結局、原告の住所地である釧路には土地管轄は発生しないことになる。

この場合に、仮に専属的管轄の合意が消費者契約法 10 条違反で無効となっても、消費者が自己の所在地を管轄する釧路地裁・簡裁において訴えを提起し、同裁判所において本案審理をすることはできない。そもそも、この場合には、消費者の管轄の利益をより制限するものではないので、専属的管轄合意は消費者契約法 10 条違反で無効にもならない。

(2) 原告（消費者）が不特定物の引渡しや、既に支払った金銭の支払い等を被告（事業者）に求める場合

この場合の法定土地管轄も、まず、被告の普通裁判籍として被告の住所地（民訴法 4 条 1 項・2 項）である東京地裁・簡裁に発生する。

また、原告消費者の特別裁判籍として代金債務の義務履行地（民訴法 5 条 1 号、民法 484 条 1 項後段）である釧路市の地裁・簡裁にも発生する。

(i) 東京地裁・簡裁を専属管轄裁判所とする合意がない場合や、その専属的管轄合意が消費者契約法 10 条の適用・類推適用により無効とされた場合、原告消費者は釧路市でも東京でも訴えを提起することができる。

原告消費者が釧路市で訴え提起した場合、被告事業者からは民訴法 17 条による東京地裁・簡裁への移送を申し立てることは可能なので、あとは、釧路地裁・簡裁が、この規定による東京への移送を裁量的に認めるか否かの問題となる。

(ii) 東京地裁・簡裁を専属管轄裁判所とする合意が有効に存在しているのであれば、原告消費者は東京でしか訴えを提起することができず、仮に釧路市で訴えを提起した場合には、一見すると管轄違いにより東京に移送されることになりそうでもある（民訴法 16 条 1 項は、当事者の申立てまたは職権で移送できると規定している）。

この場合に、民訴法 17 条を類推適用して、訴訟の著しい遅滞を避ける必要または当事者間の衡平を図る必要があることを理由として、釧路地裁・簡裁が、東京地裁・簡裁への移送をしないことが許されるかが、解釈上問題となりうる。この問題については、民訴法 20 条 1 項が括弧書で、専属的管轄合意の場合には同 17 条の適用が排除されない旨を明文で定めた平成 8 年民訴法改正前から議論されており、当時より今日に至るまで、これを肯定する見解は存在してきた⁽⁸⁾。

ただ、判例については、平成 8 年民訴法改正前では、大阪高決昭和 55 年 5 月 1 日判時 975 号 45 頁がこれを肯定したとされるが、否定例も存在する（必ずしも、消費者契約法の対象とする事案ではない）。また、平成 8 年民訴法改正後は、東京高決平成 22 年 7 月 27 日金融法務事情 1924 号 103 頁は、一般論としては「訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者間の衡平を図るために、専属合意管轄裁判所に移送することなく法定管轄裁判所で審理する特段の必要があると認められるときは、専属的管轄の合意にもかかわらず、当該法定管轄裁判所が管轄を有するものと解すべきである」と判示しつつも、結論と

(8) 竹下・前掲註(6)。高島・前掲註(5)225 頁、233 頁。伊藤真『民事訴訟法〔第 8 版〕』（2023 年・有斐閣）92 頁。

しては上記の事情を判断した上で、移送を認容している。また、大阪高決平成30年7月10日判例タイムズ1458号154頁も、同様に一般論としては民訴法17条の趣旨から同16条による移送の際の考慮要素になりうると判示しつつも、事実認定の結果、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため、専属的管轄合意に反してまで、それ以外の裁判所で審理する必要があるとは認められないとして、専属的管轄合意のある裁判所に移送した。

このように検討してみると、この類型において、最終的に民訴法17条の裁量移送が認められるか否かが移送決定の有無に影響することが分かる。

そこから、専属的合意管轄をめぐる問題は、民訴法17条の適用または類推適用によって解決を図るべきであり、消費者契約法10条の不当条項のリストに加える必要はないとする見解も存在する⁽⁹⁾。

四 消費者契約法制定後の裁判例の検討

【裁判例1】 大阪高決平成16年5月10日(平16(ラ)268号:判例集未登載、兵庫県弁護士会提供、ウエストロー・ジャパン文献番号2004WLJPCA05106001)

〔事案の概要〕

消費者金融業を営む相手方が再抗告人を被告として京都簡易裁判所に提起した貸金残元本等の支払を求める本案訴訟につき、再抗告人が民事訴訟16・17条に基づいて福岡簡易裁判所に移送するよう申し立てた事案である。

〔裁判〕 原々審決定を取り消して、本案訴訟を福岡簡易裁判所に移送する決定。

〔判旨〕 「2 民事訴訟法17条に基づく移送について

(1) 相手方のように手広く消費者金融業を営む者は、債権回収のため比較的少額の訴訟を頻繁に行う必要に迫られることが明らかである。そのため、相手方は、本社最寄りの京都簡易裁判所に訴訟を集約することにより、訴訟追行に要する時間や労力を節約しようとして、すべての顧客との間で本件管

(9) 高木健太郎「専属的合意管轄の効力-消費者契約法10条適用の要否-」タートンヌマン9号157頁以下、185頁、187頁(2007年)。

轄合意を行っているものと考えられる。

この種の管轄合意は、民法 90 条や消費者契約法 10 条によって当然に無効になるとは解されないから、有効な合意として尊重される。したがって、相手方は、債務名義を得る必要が生じた都度、京都簡易裁判所に貸金訴訟を提起することができ、顧客が相手方主張の貸金債権の存否及び金額を争わない場合には、簡易かつ迅速に債務名義を獲得することができ、遠隔地の裁判所での訴訟追行を免れ得る。

(2) しかしながら、顧客が訴訟において相手方主張の貸金債権を争う場合には利害状況が異なる。

債権に争いがある訴訟では、攻撃防御方法の提出や文書、証人・本人の取調べを行うため、当事者双方が裁判所に出頭すべきことになるのであって、顧客又はその代理人が裁判所の期日に全く出頭することなしに債権を争うことは困難である。

たとえ 1、2 回の期日であっても、遠隔地の裁判所に出頭することは、消費者金融業の顧客にとって非常に大きな経済的負担となることは明らかである。しかも、経済的負担を甘受して裁判所に出頭しても、当該訴訟で勝訴して得られる経済的利益は少ないから、相手方の顧客に遠隔地での応訴を強いことは、債権を争うことを事実上断念させる結果を招く蓋然性が高い。

(3) これを本件についてみると、本件貸付けが貸金業法 13 条に違反する貸付けであるかどうかが訴訟で争いとなった場合、貸付けの際、相手方福岡支店の担当者が、金融監督庁「金融監督等に当たっての留意事項—事務ガイドライン」(平成 10 年 6 月 22 日金企 4 号) 3-2-1 所定の審査をしたのかどうかを審理するため、相応の攻撃防御方法の提出と証拠調べ(少なくとも書証は必須であり、人証も十分予想される。)が必要となり、何度か裁判所の期日が行われ、再抗告人も、1、2 回は裁判所の期日に出頭すべきことになる可能性が高い。

次に、本案の記録によれば、再抗告人は、相手方を含む多数の消費者金融業者に少なからぬ負債を抱えていることが認められ、京都簡易裁判所での応訴が再抗告人にとって大きな経済的負担となることは明らかである。

ところが、再抗告人が本案請求を争っても結局は 19 万円余りの債務を免

れるという以上の経済的利益を得ることはないから、京都簡易裁判所での応訴を求めることは、再抗告人にとって非常に酷なことである。

(4) これに対し、相手方は、福岡支店を始め、本店から遠く離れた都市に支店を設けて従業員を配置するとともに、その支店付近にATM機を設置し、当該支店の近隣市町村に居住する多数の顧客を対象として、消費者金融業を営んでいることが明らかであり、遠隔地での訴訟にも耐えるだけの経済力を有するものと考えられる。

しかも、訴訟に引き続き民事執行の場面では、管轄合意は許容されていないから(民事執行法19条、民事訴訟法13条)、結局、相手方は、支店の顧客から貸金を回収するため、支店所在地で民事執行手続を行うための備えをしなければならないのであって、これに、争いのある貸金債権に関する訴訟の負担が加わったとしても、それほど酷なこととはいえない。

(5) 以上にみたような再抗告人と相手方の利害の状況に照らせば、本案訴訟を京都簡易裁判所で審理することにし、本案請求を争う再抗告人に京都簡易裁判所で応訴するよう求めることは、当事者間の衡平を害することが明らかであるから、本案訴訟については、民事訴訟法17条に基づいて福岡簡易裁判所に移送する要件を具備しているものといわなければならない。]

【裁判例2】 盛岡地遠野支決平成17年6月24日(平17(ワ)12号:判例集未登載、兵庫県弁護士会提供、ウエストロー・ジャパン文献番号2005WLJPCA06246001)

〔事案の概要〕

貸金業者である被告との間で継続的な金銭消費貸借取引を行ってきたとする原告らが、過払金の発生を主張してその不当利得返還を請求したところ、被告が回付申立書を提出して、1部の原告(X2・X3)に対する移送を希望した事案である。

〔裁判〕 職権による訴えの分離及び移送決定

〔判旨〕「3 被告の上記回付希望には、本件を「回付申立書」に記載の裁判所に移送することを希望する趣旨を含むとも解されるので、職権により判断する。

被告は、「回付申立書」において、被告と各原告との間に交わされた借入限度基本契約書に管轄の合意があることを指摘するが、専属的管轄の合意（原告 X1 に関するもの）は消費者契約法 10 条により無効と解され、他の原告ら 4 名に関する管轄の合意は、選択的管轄の合意と解され、いずれにしても、不当利得返還請求に関する義務履行地（民法 484 条により、債権者たる原告らの現時の住所）を管轄する裁判所に土地管轄がある。

各原告の請求は、いずれも訴額が 140 万円を超えないので簡易裁判所の事物管轄に属する（裁判所法 33 条 1 項 1 号）ところ、本件は訴の主観的併合に当たり、かつ民事訴訟法 38 条後段に当たり、同法 7 条本文は適用されないため、本件のうち、釜石市在住の原告 X2 及び原告 X3 に関する部分については、当然には当裁判所には管轄がない。被告が応訴した場合には応訴管轄が生ずるが（同法 12 条）、被告が「回付申立書」を提出していることから、被告には当裁判所で応訴する意思がないことは明らかである。

よって、当事者間の衡平等諸般の事情も考慮したうえで、本件のうち原告 X2 及び原告 X3 に関する部分を、本件から分離し、同法 16 条 1 項により、管轄裁判所である釜石簡易裁判所に移送する。』

【裁判例 3】 松山地西条支決平成 18 年 4 月 14 日（平 18（モ）25 号：判例集未登載、兵庫県弁護士会提供、ウエストロー・ジャパン文献番号 2006WLJPCA 04146001）

〔事案の概要〕

相手方から過払金返還請求訴訟を提起された申立人が、金銭消費貸借契約に基づく専属的合意管轄の合意、または、当事者間の衡平、訴訟経済を理由に、松山簡裁への移送を申し立てた事案である。

〔裁判〕 申立却下決定

〔判旨〕 「1 一件記録によると、①相手方は、申立人との間で、平成 10 年 9 月 4 付け、平成 11 年 4 月 14 日付け及び平成 14 年 11 月 29 日付け金銭消費貸借契約証書並びに貸付及び保証契約説明書（疎乙 5 ないし 8）を取り交わし、相手方が上記各書面に署名していること、②上記各書面には、いずれも「訴訟行為については、松山簡易裁判所を以て専属的合意管轄裁判所としま

す。」と定型の文言が記載されていることが認められる。

そこで、上記各書面の取り交わしにより、当事者間で専属的合意管轄の合意が認められるか検討する。

上記記載の文言は、単に「訴訟行為」としか記載しておらず、文言上全ての訴訟行為が対象となる余地があるところ、上記書面が貸付の際に作成されたことから、

一般消費者である相手方は、当該貸付金の返還訴訟を対象とすると理解していたものとするのが合理的で、将来発生する可能性のあるその他の訴訟1切を含めて考えていたとは認め難い。例えば、相手方が申立人による取引履歴不開示等の不法行為により被害を受けたような場合の慰謝料請求訴訟等で、被害者となる相手方が加害者に便利な裁判所でのみ訴訟を行うことまで許容していたというのは不合理である。

そして、本件基本事件は、不当利得返還請求権に基づく過払金返還訴訟であり、上記金銭消費貸借契約に関連するとはいえるものの、①金銭消費貸借契約に基づく返還請求とは、訴訟物が全く異なること、②一般消費者で、法律の素人である相手方が、上記各書面に署名する際、申立人が利息制限法に違反して貸し付けていることや、将来過払金返還請求を行う余地があることなど理解していたとはいえないこと、③相手方が本件基本事件の訴訟を提起せざるを得なくなったのは、そもそも、申立人が強行法規である利息制限法に違反していたということが原因であり、上記のような訴訟についてまで、相手方が自ら交通費等を負担して申立人に便利な裁判所で訴訟を行うことを許容していたとも考えられないことから、上記「訴訟行為」に本件基本事件についての合意も含まれると解することは、契約当事者の合理的意思表示解釈に反する。

この点、申立人は、「内容の説明を受けた上で、受領しました。」と記載のある貸付及び保証契約説明書(疎乙8)に相手方が署名しているので、相手方が専属的合意管轄についての説明を受け、これを十分理解していることが明らかであると主張している。

しかしながら、上記書面でさえ、申立人が作成した定型の文書であり、申立人自身が利息制限法に違反して貸し付けた過払金の返還訴訟の余地があっ

たり、そのような訴訟も全て含まれると相手方に説明していたとは到底考えられず、一般消費者である相手方が上記のような内容を十分理解して署名したともいえないため、上記申立人の主張は採用できない。

以上に加え、①上記各書面は、申立人側の利益を考慮して申立人が定型文書で作成しているもので、相手方がそのまま署名しなければ借入自体ができなかったと考えられること、②申立人は、全国的に貸金業を展開する企業で、法律及び訴訟の理解度や経済力の点で相手方とは比較にならない程優位に立っていること、③専属的合意管轄が、他の裁判所での利用を全て排除するという重要な効果が生じることから、申立人に有利となる専属的合意管轄の合意内容についても、限定的に解釈するのが相当である。

以上の点を総合して考慮すると、上記各書面の専属的合意管轄の記載については、相手方は、少なくとも本件基本事件のような過払金返還訴訟を含める意思はなかったと認めるのが相当で、本件基本事件に関して、上記各書面記載の専属的合意管轄は生じていないものと認められる。

なお、仮に本件基本事件も含めて専属的合意管轄の合意をしたとすれば、前述の指摘の事情から、消費者である相手方の利益を一方的に害することになるため、上記合意は消費者契約法 10 条によって無効となるといえる。

2 そうすると、本件基本事件の不当利得返還債務は、持3債務として債権者である相手方の住所地を管轄する裁判所にも管轄が存在することになる（民事訴訟法 5 条 1 号、民法 484 条後段）。そして、本件基本事件は、訴訟の目的物の価額が 140 万円を超えず、本来簡易裁判所の管轄であるが（裁判所法 33 条 1 項 1 号）、相手方は、代理人弁護士を選任し、本件基本事件が貸金業の規制等に関する法律 43 条の違憲性、悪意の受益者性及び利息の利率等の論点を含み、それを判断するため、地方裁判所での審理が相当であるとの上申書を提出し、相手方住所地を管轄する地方裁判所である当裁判所が受理したもので、当裁判所にも管轄が存在する。

3 次に、本件基本事件を民事訴訟法 17 条に基づき移送すべきかを検討するに、一件記録によれば、本件基本事件に関する資料が申立人の松山支店に存在していることは認められるものの、①本件基本事件は、人証調べも予想されず、電話会議での審理で進行が可能であると考えられること、②相手方

は、申立人が利息制限法に違反したことが原因で弁護士まで選任して過払金返還訴訟を提起せざるを得なくなったこと、③申立人は、全国的に貸金業を展開する企業で、経済力がある一方、相手方は、個人であり、代理人弁護士の旅費日当まで負担するのも重いと考えられることが認められる。

そうすると、本件基本事件について、訴訟の著しい遅滞を避け、または当事者間の衡平を図るため松山簡易裁判所に移送する必要があるとは認められず、民事訴訟法17条に基づく移送を求める申立も理由がない。」

【裁判例4】 大阪地堺支決平成19年11月22日(平19(モ)172号:判例集未登載、兵庫県弁護士会提供、ウエストロー・ジャパン文献番号2007WLJPCA11226002)

〔事案の概要〕

過払金返還請求訴訟を提起した相手方(原告)に対し、貸金業者である申立人(被告)が、本件金銭消費貸借契約には訴訟行為につき姫路簡裁を専属的合意管轄裁判所とする条項があるとして、本件訴訟の移送を申し立てた事案である。

〔裁判〕 申立却下

〔判旨〕 「(1) 本件条項による専属的合意管轄の有無について

ア 上記認定事実によれば、本件各金銭消費貸借締結の際に相手方と申立人との間で交わされた金銭消費貸借契約証書には、「訴訟行為については、姫路簡易裁判所を以て専属的合意管轄裁判所とします。」との本件条項があることが認められるから、本件各金銭消費貸借に関する訴訟行為については、姫路簡易裁判所が専属的合意管轄があるというべきである。そして、本件条項中の「訴訟行為」に何らの制限が設けられていないことなどからすれば、本件条項の「訴訟行為」には、本件金銭消費貸借に基づく貸金返還請求訴訟に関するもののみならず、本件金銭消費貸借を前提とした1切の訴訟が含まれると解するのが当事者の合理的意思に合致する。したがって、本件訴訟についても、姫路簡易裁判所が専属的合意管轄となる。

イ 相手方は、本件条項の意味を全く理解することができていないとして、相手方と申立人との間には姫路簡易裁判所を専属管轄とする合意が成立

していないと主張するが、相手方が本件条項が記載された金銭消費貸借契約証書の債務者欄に署名している以上、相手方と申立人との間において姫路簡易裁判所を専属管轄とする合意は成立しているというべきである。

ウ 相手方は、本件各金銭消費貸借に関して交わされた金銭消費貸借契約証書では、貸金に係る細目の契約条項が定められているのに続いて本件条項が置かれており、特に、平成 11 年 12 月 27 日付けの金銭消費貸借契約証書では、本件条項に引き続いて、※印を付した上で「支払いに際しては、本書記載の計算式及び受取証書を基に、元金・利息・損害金を確認の上、お支払い下さい。」と記載されていることからすれば、本件条項は、本件金銭消費貸借に基づく貸金返還請求訴訟及び本件連帯保証に基づく保証債務履行請求訴訟のみに適用があると主張する。しかし、本件条項の「訴訟行為」には何らの限定は付されていないことに照らすと、相手方主張の事情をもって、本件条項の適用を上記のような訴訟に限定すべきであるということとはできない。

エ 相手方は、本件条項は消費者契約法 10 条により無効である旨主張するが、本件条項を貸金返還請求訴訟や保証債務履行請求訴訟だけでなく、本件のような過払金返還請求訴訟に適用しても、社会的弱者である消費者の権利を制約し、不当な不利益を与えたりするものとはいえないから、相手方の上記主張は採用することができない。」

【裁判例 5】 広島高決平成 20 年 1 月 7 日（平 19（ラ）204 号：判例集未登載、兵庫県弁護士会提供、ウエストロー・ジャパン文献番号 2007WLJPCA11226002）
〔事案の概要〕

過払金返還請求訴訟を提起した相手方（原告）に対し、貸金業者である申立人（被告）が、本件金銭消費貸借契約には訴訟行為につき姫路簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする条項があるとして、本件訴訟の移送を申し立てた事案である。

〔裁判〕 原審（山口地決平成 19 年 11 月 26 日平 19（モ）10060 号）の移送決定を取消、移送申立てを却下

〔判旨〕「2 そうすると、平成 9 年 11 月 19 日付け契約にかかる紛争につい

ては専属的管轄合意がされたことは否定できないが、平成7年4月21日付け契約については付加的管轄の合意にすぎないとも考えられ、当事者の意思が1義的に明らかであるとは言い難い。

3 以上を前提に、本件移送申立ての適否を検討する。

専属的合意管轄のある裁判所と異なる裁判所に訴えが提起された場合であっても、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認めるときには、民訴法16条2項及び17条の趣旨を類推し、当該訴訟を移送しないことも許される。

本件についてみるに、平成9年11月19日付け契約にかかる専属的管轄合意条項は定型的に作成された約款に記載されたものであって、借主がその意味を理解した上で金銭消費貸借契約を締結しているとは限らず、たとえその意味を理解していたとしても、借主が契約締結時にその削除を求めることは實際上困難と考えられること、平成7年4月21日付け契約については原告人が専属的管轄合意をする意思であったかどうかは明らかでないこと、山口地裁と小倉簡裁の距離や交通事情に照らすと、基本事件を小倉簡裁で審理する場合に原告人が被る時間的・経済的負担は必ずしも小さいとはいえないこと、相手方は山口市内を含む全国に支店を有する事業者向け金融を目的とする株式会社であることなどからすると、本件については、原告人の住所地を管轄する裁判所において審理することが当事者間の衡平に適うというべきである。』

【裁判例6】神戸地尼崎支決定平成23年10月14日判タ1371号238頁、判時2133号96頁⁽¹⁰⁾

〔事案の概要〕

申立人との間の外国為替証拠金取引につき、相手方が、申立人に対して不法行為に基づく損害賠償を請求する訴えを相手方の住所地の地方裁判所に提起したのに対し、申立人が、主位的に、現在の申立人の本店所在地を管轄す

(10) 本件の判例評釈等としては、岩田合同法律事務所「判批」新商事判例便覧3004号(旬刊商事法務1961号)(2012年)、上田竹志「判批」法学セミナー692号130頁(2012年)、長谷川俊明「判批」国際商事法務40巻9号1386頁(2012年)などがある。

る東京地裁に、予備的に当時の本店所在地を管轄する名古屋地裁への移送を申立てた事案である。

〔裁判〕 移送の申立て却下

〔判旨〕「(1) 争点1(専属的管轄合意に基づく移送の適否)について

ア(ア) 原告は、本件管轄規定に基づく本件管轄合意は不存在であると主張しているところ、前提事実のとおり、原告は、本件約款を画面上で確認した上で承諾する旨のボタンをチェックして取引を開始していること、また、平成22年7月17日になされた約款改定についても同年8月11日に被告の取引システムにログインした際にも承諾する旨のボタンをクリックしていることが認められること、そして、金融商品取引をインターネットを通じて行う際には、画面上のボタンをクリックする方法で顧客の理解を確認する方法が採用されており他の手段が想定し難いことに照らすと、本件において、原告が、本件約款を承認して本件取引を開始しており、それによって、本件約款中の管轄合意についても合意していると認めるのが相当である。そして、その後の約款の改訂内容も同様に承認していると認めることができるから、原告は被告との間で改定後の本件管轄条項に基づいた管轄合意が成立していると認めるのが相当である。

(イ) 原告が管轄合意の不存在にあたる事情として指摘する点は、いずれも本件取引上において表示された原告の本件約款に対する承諾の意思表示を否定するものとはいえず、上記判断は左右されない。

(ウ) なお、原告は、本件管轄合意は錯誤無効であると主張するところ、この点について、原告が主張する旅費負担の有無等の事情は動機の錯誤に過ぎず、一件記録を精査しても、かかる動機が明示又は黙示に表示されていたと認めることはできない。また、一件記録上、本件管轄合意について錯誤がなかった場合に、原告が本件取引を開始しなかったとは認められないことに照らせば、その錯誤の要素性も肯定し得ないのであり、錯誤に関する原告の主張は採用できない。

また、原告は、本件管轄規定は、顧客側が被告の不法行為を理由に損害賠償を求める訴訟には適用されないと主張する点については、前記認定のとおり本件管轄規定は「本件取引に起因又は関連する訴訟」との文言を用いてお

り、被告の債務不履行に関する訴訟に限定しているとは解することができない。そして、「関連する訴訟」との文言を付加しているのであり、当事者の合理的意思に照らせば投資取引の損失に関する顧客側から被告に対する損害賠償請求訴訟も含むと解するのが自然であり、上記規定には、顧客側が被告の不法行為を理由に求める損害賠償請求訴訟である基本事件にも適用されると解するのが相当である。

更に、本件管轄条項について、後に検討するとおり排他的な管轄合意とは解さないとする以上、原告指摘の消費者契約法10条違反には該当せず、その原告の主張も採用し得ない。

その他、本件管轄条項に基づく合意自体を否定するために原告が縷々指摘する点は、いずれも採用しない。

イ その上で、本件管轄条項による合意内容について検討する。

(ア) 本件のようなインターネットのみを媒介とした取引において、電磁的記録の約款上の管轄条項によってなされる管轄合意については、約款に合意しなくては取引を開始することができない上、当該管轄合意を除いた合意をすることができない仕組みになっていることが多く、また、取引開始時において紛争を前提とした条項について顧客が関心を払うことが通常あり得ないこと、約款の内容は取引会社側が一方的に規定することができる上、法定管轄を有する裁判所のうち、取引会社側に有利な特定の裁判所にのみ管轄を限定することは顧客に極めて重大な影響を及ぼすものであることに照らすと、顧客において、約款による合意をした際に、直ちに排他的な専属管轄の合意までしていると解することはできないというべきである。それゆえ、約款上及び約款承諾画面上において、競合する法定管轄裁判所のうち特定の裁判所に限定して管轄裁判所とすることに顧客が合意し、その他の管轄を排除することが顧客にとって明らかであるとか、管轄合意について特に注意喚起がなされている等の特段の事情がない限り、排他的な管轄合意ではなく、法定管轄を排除しないで合意した裁判所との併存を認める旨の合意をしたと解するのが当事者の合理的意思に照らして相当である。

(イ) 本件について検討するに、一件記録によれば、本件約款も被告が一方的に内容を規定した定型的な約款であり、本件約款全体について承諾する

ことが求められているのみで、本管轄条項自体を分別して合意することが難しいこと、本件約款に合意しなくては取引を開始することができない上、本件約款自体 22 頁（改定後は 33 頁）あることや店頭外国為替証拠金取引マニュアル等の相当分量の他の書面と共に本件約款の承諾を求められていることからすると、取引開始時に、原告が本件管轄条項に関心を払い得る状況になかったことが認められる。

そして、本件約款上及び承諾時の画面上に裁判時の管轄条項について顧客に対する注意喚起がされていないことに照らせば、本件取引では上記特段の事情は認められず、本件取引においてなされた本件管轄条項に基づく管轄合意について排他的な管轄合意がなされたと解することはできない。ゆえに、本件管轄合意によって被告の本店又は支店を管轄する裁判所以外の他の管轄裁判所が排除されるものと認めることはできず、付加的な管轄合意をしたにとどまると解するのが相当である。

かかる判断は、被告が専属的管轄の合意がコスト削減方策の 1 つであるとする点や他のインターネット取引における約款の規定状況等によって左右されるものではない。

ウ 以上の検討のとおり、本件管轄条項によって、民訴法 16 条 1 項に基づいて直ちに被告の本店若しくは支店を管轄する裁判所への移送をすべきとの被告の申立ては採用し得ない。」

【裁判例 7】東京地判平成 25 年 4 月 19 日（平 23（ワ）17514 号：判例集未登載、ウエストロー・ジャパン文献番号 2013WLJPCA04198001）⁽¹¹⁾

〔事案の概要〕スイス連邦法を準拠法として設立された銀行である被告に口座を開設して金銭を預託し、被告から投資の勧誘を受け株式を取得した原告らが、同勧誘行為には適合性原則違反及び説明義務違反の違法があるなどとして、損害賠償を求めた事案である。

被告は、本件各口座開設契約に含まれている本件管轄合意により我が国の裁判所の裁判管轄が排除されると主張して当裁判所の国際裁判管轄の存在を

(11) 本件の判例評釈としては、加藤紫帆「判批」ジュリスト 1462 号 128 頁（2014 年）。

争った。

裁判所は、原被告間で本件各口座開設契約に関連して発生する紛争につき、スイスのチューリッヒの裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とする管轄合意が成立していることを認定した上で、本件管轄合意が消費者契約法10条に違反して無効となるか否かについて、判示した。

〔裁判〕 訴え却下

〔判旨〕 「(3) 消費者契約法10条に違反し無効となるかについて

ア 消費者契約法10条の適用の有無について

前記前提事実(2)によれば、本件各申込書には、本件各口座開設契約の準拠法はスイス連邦法とする旨の条項があるが、上記のとおり、国際裁判管轄の合意の効力に関する準拠法は、法廷地法である日本法であると解するのが相当であり、法例7条は適用されない。そして、原告らは1個人であって、事業として又は事業のために契約の当事者となったものではなく、被告は法人であるから、本件管轄合意は、消費者契約に該当し、消費者契約法(平成13年4月1日施行)10条が適用されるというべきである。

イ そこで本件管轄合意が、信義則(民法2条1項)に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かについて検討すると、本件管轄合意の内容は、確かに原告らに常居所国における訴訟追行を認めないという点で、原告らに不利益を被らせるものではあるが、原告らの資力からすれば、チューリッヒで訴訟追行をすることが著しく困難で、看過し難い損害を受けるとは認められないこと、また、本件管轄合意は、その内容、成立経緯などに照らし、被告が、原告らとの間の情報や交渉力の格差を利用して、殊更原告らに一方的に不利益な内容の合意をさせたなどの事情も認められないことは前記認定2及び3(2)で検討したとおりである。

以上の本件における1切の事情を総合すると、本件管轄合意は、消費者契約法の趣旨に照らし、なお原告らの利益を一方的に害し、信義則上原告らと被告との間の衡平を損なう程度に原告らの保護法益を侵害するとはいえない。

したがって、本件管轄合意は、消費者契約法10条に違反しない。」

【裁判例 8】東京地判平成 26 年 1 月 14 日判タ 1407 号 340 頁、判時 2217 号 68 頁⁽¹²⁾

〔事案の概要〕

原告らが、アメリカ合衆国ネヴァダ州法人である被告に対し、被告の販売した金融商品への出資につき、約定の満期が到来したとして、出資金の返還を請求した事案である。被告は、専属的合意管轄の定めを理由に、わが国裁判所の国際裁判管轄を争った。

〔裁判〕 訴え却下判決

〔判旨〕 本判決では、まず、国際民事訴訟法の成文法規としての民事訴訟法 3 条の 7 は、民事訴訟法及び民事保全法の 1 部を改正する法律（平成 23 年法律第 36 号）（以下「本件改正法」という。）の施行日である平成 24 年 4 月 1 日前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については適用されない（本件改正法附則 2 条 2 項）ことを理由に、本件では本件管轄合意を含む本件契約が締結されたのが、平成 24 年 4 月 1 日前と認定して、本件管轄合意に民事訴訟法 3 条の 7 の規定は適用されないと判示した。

そして、本件管轄合意の成立及び効力に関して適用すべき我が国の国際民事訴訟法の成文法規は存在しないことになるが、その場合には、民事訴訟法の趣旨を参酌しつつ、条理によって判断するのが相当であるとの先例を引用しつつ（最高裁昭和 50 年 11 月 28 日第 3 小法廷判決・民集 29 卷 10 号 1554 頁〔以下「昭和 50 年最判」という。〕参照）、本件管轄合意は公序法に違反して無効になるとはいえない、と判示した。また、消費者契約法 10 条違反との主張に対しては、以下のように判示して、無効にならないとした。

「原告らは、本件管轄合意は消費者契約法 10 条により無効であるとも主張する。しかし、前述のとおり、国際的裁判管轄の合意の成立及び効力については、法廷地である我が国の国際民事訴訟法が準拠法になるところ、消費者契約法 10 条の規定が国際民事訴訟法としての性格を直接的に有する法規であ

(12) 本件の判例評釈等としては、岩田合同法律事務所「判批」新商事判例便覧 3116 号（旬刊商事法務 2039 号）（2014 年）、山田恒久「判批」法七増（新判例解説 Watch）15 号 345 頁（2014 年）、長谷川俊明「判批」国際商事法務 42 卷 8 号 1208 頁（2014 年）、安達栄司「判批」私法判例リマークス 50 号 146 頁（2015 年）がある。

ると解することはできない。同条の規定の趣旨が前述した公序法に反映される余地はあると解されるが、そのような観点から考えても、上記(4)で検討したところに照らせば、本件管轄合意が信義則に反して消費者である原告らの利益を一方的に害するものと解することはできない。」

【裁判例9】東京高判平成26年11月17日(判タ1409号200頁、判時2243号28頁、消費者法ニュース104号384頁)⁽¹³⁾

〔事案の概要〕

【裁判例8】の控訴審判決である。原判決が、アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする本件管轄合意の存在を認め、本件訴えを却下したのに対し、控訴人らが控訴し、選択的に不法行為に基づく損害賠償請求を追加した。

〔裁判〕 原判決を取り消し、第1審(東京地裁)に差し戻した

〔判旨〕 控訴人の1人については、専属的管轄の合意自体が存在と認定し、残る8名については専属的管轄の合意は存在するものの、公序法に反し無効とした。消費者契約法10条違反は、控訴人(消費者)からは主張されたが、判決は、同法上の適用の有無については言及していない。

「本件管轄合意のように日本の裁判権を排除し、特定の外国の裁判所だけを第1審の管轄裁判所と指定する旨の国際的専属的裁判管轄の合意は、①当該事件が日本の裁判権に専属的に服するものではなく、②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有することの2要件を満たす限り、日本の国際民事訴訟法上、原則として有効であると解されるところ

(13) 本件の判例評釈等としては、以下のものがある。西口博之「判批」NBL1040号11頁(2014年)、小田司「判批」判評680号35頁〔判時2265号165頁〕(2015年)、長谷川俊明「判批」国際商事法務43巻5号648頁(2015年)、加藤紫帆「判批」ジュリスト1484号143頁(2015年)、山田恒久「判批」私法判例リマックス52号142頁(2016年)、村上正子「判批」法学教室426号別冊・判例セレクト2015II36頁(2016年)、紀鈞涵「判批」ジュリスト1504号119頁(2017年)、山木戸勇一郎「判批」法学研究(慶應義塾大学)89巻9号107頁(2017年)、早川吉尚「判批」法学セミナー増刊(新判例解説Watch)20号329頁(2020年)、中西康「判批」国際私法判例百選〔第3版〕(2021年)、渡部美由紀「判批」JCAジャーナル62巻7号18頁(2022年)。

(昭和 50 年最判)、前記前提事実によれば、本件管轄合意は、いずれの要件も満たすといえるから、原則として有効と解される。

しかし、本件管轄合意がはなはだしく不合理で公序法に違反する場合には、その効力が否定されると解すべきであるから(昭和 50 年最判)、以下この点について検討する。なお、控訴人らは、事案の異なる本件では上記の規範は妥当でなく、少なくとも消費者保護の観点から無効となる範囲を広く解すべきであると主張するが、事案に応じた個別的事情を十分に斟酌すべきであることはともかく、上記の一般的な規範自体は本件においても相当というべきである。

<中略>

(3) 以上のとおり、①控訴人ら 8 名の本件契約中、最も契約締結日が早い平成 20 年の時点で、本件金融商品の運用が行き詰まっていたにもかかわらず、被控訴人は、本件金融商品の勧誘を続ける一方、本件管轄合意の定めを置いたこと、②被控訴人は、関東財務局からの命令にもかかわらず、本件金融商品の購入者に対し、出資した財産の運用・管理の状況その他必要な事項の説明を怠っていること、③被控訴人は、本件訴訟及び米国訴訟でそれぞれ管轄の存在を争っていること、④控訴人ら 8 名の請求を判断するのに必要な証拠がアメリカ合衆国に偏在しているとはいえないこと、⑤日本の裁判所で審理することが、被控訴人に不合理で過大な負担を強いるものでないのに対し、アメリカ合衆国の裁判所で審理することは、控訴人ら 8 名にとって大きな負担となることの各事情が認められ、これらに加えて、控訴人 X2 については本件管轄合意が認められないことなどを併せ考えると、本件管轄合意に基づいて控訴人ら 8 名に日本の裁判所での審理の途を絶つことは、はなはだしく不合理であり、公序法に違反するから許されないというべきである。

(4) したがって、控訴人らのその余の主張を検討するまでもなく、本件管轄合意の効力は否定されるから、本件管轄合意を理由に日本の裁判所が本件訴えの管轄を有しないとする被控訴人の主張は理由がない。」

【裁判例 10】東京地判平成 27 年 1 月 27 日(平 26 (ワ) 8305 号：判例集未登載、ウエストロー・ジャパン文献番号 2015WLJPCA01278021) ⁽¹⁴⁾

〔事案の概要〕【裁判例 8】とは別の原告らが、アメリカ合衆国ネヴァダ州法人である【裁判例 8】の被告に対し、被告の販売した金融商品への出資について、①出資契約は被告の詐欺により締結されたから民法 96 条 1 項によりこれを取り消す、又は②本件各出資契約締結に当たり被告が重要事項について事実と異なることを告げ原告らがそれを事実と誤認して本件各出資契約を締結したから消費者契約法 4 条 1 項 1 号により本件各出資契約を取り消すと主張して、出資金の返還を請求した事案である。被告は、アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする定めを理由に、わが国裁判所の国際裁判管轄を争った。

〔裁判〕 請求認容

〔判旨〕「平成 23 年法律第 36 号（以下「平成 23 年改正法」という。）附則 2 条 2 項によれば、平成 23 年改正法が施行された平成 24 年 4 月 1 日以降の国際裁判管轄合意には、平成 23 年改正法による改正後の民事訴訟法（以下「民訴法」という。）3 条の 7 第 5 項が適用されるから、本件出資契約（原告 X1）2 については、本件管轄合意はその効力を有しない。」

本件では、アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする定めは、民事訴訟法 3 条の 7 第 5 項により無効とされ、日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定された（本案も認容された）。しかし、消費者契約法 10 条の適用の有無については述べられていない。民訴法により無効となるのであれば、消費者契約法違反を問題にする必要はないことになる。

【裁判例 11】 仙台地判令和 3 年 3 月 30 日（平 30（ワ）922 号・令元（ワ）1492 号：判例集未登載、ウエストロー・ジャパン文献番号 2021WLJPCA0330601 6)

〔事案の概要〕

消費者契約法（以下「消契法」という。）2 条 4 項の適格消費者団体である

(14) 本件の判例評釈としては、金彦叔「判批」ジュリ 1510 号 138 頁（2017 年）。

原告が、被告らに対し、①消契法 12 条 3 項に基づき、請求の趣旨 1 項記載の条項を内容とする意思表示の停止（請求の趣旨 1 項）及び同条項が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙の廃棄（請求の趣旨 3 項）を求め、②特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）58 条の 18 第 2 項 2 号に基づき、請求の趣旨 2 項記載の旨を内容とする意思表示の停止（請求の趣旨 2 項）及びその旨が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙の廃棄（請求の趣旨 3 項）を求め、③特商法 58 条の 18 第 1 項に基づき、請求の趣旨 4 項記載の勧誘行為の停止（請求の趣旨 4 項）及び同勧誘行為を記載した文書等の破棄（請求の趣旨 5 項）を求め、④不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）30 条 1 項に基づき、請求の趣旨 6 項記載の表示の差止め（請求の趣旨 6 項）を求めた事案である。いわゆる、不当条項使用等差止請求訴訟である。

上記原告からの請求対象となった契約条項は多数存在するが、本稿で問題となるのは、そのうちの、管轄裁判所を横浜簡易又は地方各裁判所の専属とする合意管轄条項が、消費者契約法 10 条に違反して無効となるか否かについて、判示した。

〔裁判〕 本件の条項に関しては、請求棄却（他の条項については、一部認容）

〔判旨〕 「原告は、本件合意管轄条項は、民訴法 4 条及び 5 条が定める管轄に比べて裁判を受けられる裁判所を限定するものであるから、民訴法の規定に比べて消費者の権利を制限する条項であると主張する。

しかし、本件契約を締結した消費者が被告らに対して損害賠償又は不当利得金の返還等を求める訴えを提起する場合、当該消費者は、本件合意管轄条項にかかわらず、義務履行地である消費者の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起することができる。また、同訴訟において、被告らが、本件合意管轄条項を理由に、同訴訟を横浜簡易又は地方各裁判所に移送するよう申し立てても、受訴裁判所は、民訴法 17 条を類推適用して、同申立てを却下することができる。と解することができる。

さらに、被告らが、本件合意管轄条項を理由に、消費者を被告として、横浜簡易又は地方各裁判所に訴えを提起した場合、受訴裁判所は、民訴法 17 条を適用して、同訴訟を消費者の住所地を管轄する裁判所に移送することが

できると解することができる。

以上によれば、本件合意管轄条項は、任意規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項とはいえないから、その余の点について判断するまでもなく、本件合意管轄条項に関する原告の主張は理由がない。」

【裁判例 12】 仙台高判令和3年12月16日(令3(ネ)150号・令3(ネ)211号：判例集未登載、ウエストロー・ジャパン文献番号 2021WLJPCA12166002)

〔事案の概要〕【裁判例 11】について被告が控訴し、これに対し原告が付帯控訴した控訴審である。

〔裁判〕 本件(専属的)合意管轄条項については、原審判決を変更し、差し止めた。

〔判旨〕「専属管轄を定める条項も、民事訴訟法が定める管轄に比べて裁判を受けられる裁判所を限定し、民事訴訟法の規定に比べて消費者の権利を制限するものであって、被告らが、仙台市(以下省略)所在の店舗を仙台支部と称し(甲4の3)、被告らの顧客の多くが、仙台市内を中心とする宮城県に在住し、消火器の設置も宮城県内でされているにもかかわらず(甲3、甲4の1・2、甲6~9)、横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所を専属管轄とするような専属管轄を定めることは、被告らの営業の実情に照らしても専属管轄を定めて消費者の権利を制限する合理的な理由が認められないから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項にあたり、消費者契約法10条により無効となる条項である。」

五 消費者契約法上の議論

1 平成8年民事訴訟法改正時の議論

消費者契約法制定に先立つ民事訴訟法の(全面)改正作業においても、専属的合意管轄条項について消費者保護規制を導入するか否かは議論されていた⁽¹⁵⁾。

まず、平成3年12月に法務省から公表された「民事訴訟手続に関する検討事項」では、管轄合意に関する規律について、以下の3案を掲げている⁽¹⁶⁾。すなわち、(1)紛争発生前の合意は、契約の両当事者が法人又は商人である自然人である場合に効力を認める。(2)紛争発生前の合意は、契約の両当事者が法人又は商人である自然人である場合を除き、専属的合意管轄を定めるものであっても、付加的な管轄合意としての効力しか認めない。(3)専属管轄の合意によって管轄が生じた事件についても、訴訟手続の著しい遅滞又は当事者が予期することができなかつた著しい損害を避ける必要があるときは、その合意がなければ法定管轄が生じる裁判所へ移送することができる。

その後の平成5年12月公表の「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」は、上記検討事項の(1)・(2)の案から「契約の両当事者が法人又は商人である自然人である場合を除く」という限定をなくし、いわば商人間に限って効力を認める考えを、両論併記の形で提案した⁽¹⁷⁾。

しかし、最終的には、上記(1)・(2)の案は採用されず、上記(3)の案が拡張・修正されて採用され、現行民法16条2項（簡裁事件の地裁における自庁処理）と、同20条（専属的管轄合意ある場合の、民法17条移送の不排除）が立法化されて、平成10年より施行されている。本稿との関係で重要なのは同20条であり、これにより、消費者契約であるか否かを問わず、訴訟が専属的管轄合意に従った裁判所に提起された場合であっても、受訴裁判所は、同17条の要件を満たす限り、専属的管轄合意に定められた裁判所以外の管轄権ある裁判所に移送することが可能となった。

(15) 当時の議論の詳細については、満田明彦「合意管轄及び新応訴管轄」三宅省三=塩崎勲=小林秀之編集代表『新民事訴訟法大系—理論と実務—』第1巻（1997年・青林書院）135頁以下を参照のこと。

(16) 法務省民事局参事官室編「民事訴訟手続に関する検討事項」（別冊NBL23号所収）2頁以下。

(17) 法務省民事局参事官室編「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」（別冊NBL27号所収）1頁以下。

2 消費者契約法制定時の議論

消費者契約法の立法過程においては、まず、平成10年1月公表の国民生活審議会消費者政策部会中間報告「消費者契約法(仮称)の具体的内容について」では、不当条項規制の対象の候補の一つとして、「消費者に不利な専属的合意管轄を定めた条項」が挙げられていた⁽¹⁸⁾。

しかし、平成11年1月公表の国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者契約法(仮称)の制定に向けて」⁽¹⁹⁾では、不当条項規制の対象たるリストには記載されておらず、その際の不当条項リスト作成方針は、「わが国の実情やトラブルの実態等に照らしてふさわしいものを採用することが適当である」というものであった。しかし、国民生活審議会消費者政策部会(第17次)の議事録⁽²⁰⁾を見ても、専属的合意管轄条項についてついでの立ち入った議論の形跡はなく、明確に不当条項リストから除外された理由は発見できていない。

その後制定・施行された消費者契約法では、不当条項リストに、消費者に不利な専属的合意管轄条項は、不当条項リストに明確には含まれず今日に至っている。その理由を明言する資料はないが、平成8年の民訴法改正時の議論が影響した可能性は、あるかもしれない。

3 消費者契約法制定後の民事訴訟法学上の議論

前述三でも紹介したように、平成12年に消費者契約法が制定されてからは、同法10条の適用または類推適用の可能性が示唆されるようになってきた⁽²¹⁾。とはいえ、この見解は、あくまでも「消費者契約法の適用も問題

(18) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『消費者契約法(仮称)の具体的内容について』(大蔵省印刷局)54頁。

(19) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『消費者契約法(仮称)の制定に向けて』(大蔵省印刷局)38頁。

(20) 現在は、引き継いだ消費者庁のホームページと資料が、2017年3月現在の情報として国立国会図書館に保存されている <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10311181/www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai/17/bukai-index.html> [2022年8月31日]

(21) 秋山幹男ほか・前掲註(7)参照。

となりうる」と述べるのみで、多くの場合は民訴法 17 条の裁量移送の活用によって対処できるものと考えているようである。

伊藤眞教授は、その著書では、約款の中で管轄合意がなされ、約款作成者たる企業の本店所在地の裁判所が管轄裁判所とされた場合の、原告又は被告となる消費者の保護につき、民訴法 17 条の適用・類推適用の他に、管轄合意自体を無効にする可能性を指摘している⁽²²⁾。ただし、公序良俗や信義則に根拠を求めており、消費者契約法 10 条の適用・類推適用については明言していない。

また、山本克己教授は、民訴法 17 条・20 条による前記処理については、消費者の保護としては十分かという命題を掲げ、ネガティブな評価を下している。その理由としては、同法 17 条による移送は、あくまでも裁判所の裁量に委ねられるのものであり、消費者に対してルールに基づく権利ではないことを挙げている。ただし、消費者の保護としては、解釈論ではなく、消費者契約法中に合意管轄条項を明示的に対象とすべきであり、それを見送った平成 12 年の消費者契約法の立法は残念であると言うほかないとしている⁽²³⁾。

六 専属的管轄合意条項への消費者契約法 10 条適用・類推適用の試み

以上の議論を元に、本稿では、専属的管轄合意の効力を、消費者契約法 10 条の適用または類推適用によって制限することは可能であり、また、そのように解釈すべきであると考えている。

1 消費者契約法上の不当条項リストに明文化されなかったことの影響

平成 12 年の消費者契約法の制定の際に、同法 10 条の不当条項リストに専

(22) 伊藤眞・前掲註(8)93 頁。

(23) 山本克己「消費者契約法と民事手続法」ジュリスト 1200 号 106 頁以下（2001 年）。

属的管轄合意条項が明確に入らなかったことは、同条項への同法10条の適用を否定する理由になるだろうか。

明文化されなかった理由は、先程の検討でも明らかにはならなかったが、一つには、消費者契約法は民法の特別法として実体法による規律を目指したものであるため、訴訟法的な規律は民事訴訟に委ねて、同法では敢えて明文化しなかったことが想像できる。しかし、わが国の民事訴訟法の規律は、民法等実体法の規律を前提とすることが多い。たとえば、法定土地管轄は訴訟法上の事項であるが、たとえば特別裁判籍の一つである「義務履行地」(民法5条1号)の場所については、民事訴訟法には規定が無く、実体法上の義務履行地(民法484条、664条、商法516条)の規定により決まるとされている。また、遺言執行者の訴訟上の法的地位については、遺言者の代理人か法定訴訟担当かをめぐって争いがあったが、これも、平成30年改正前の旧民法1015条が「遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。」と定めていたことが代理人説の根拠になっていた。そこで、平成30年民法改正後は、遺言執行者の権利義務を定めた1012条からも、遺言執行者の行為の効果を定めた1015条からも「代理人」という文言を削除し、法定訴訟担当であることとした。このように、実体法が訴訟法上の効果を定める場合は存在するのであり、消費者契約法10条が専属的管轄合意条項の有効性を定めることは可能である。

2 民事訴訟法学上の議論

平成8年民訴法改正作業の際、前述五1の(1)・(2)の案を結局採用しなかったことは、民訴法17条による裁量移送以外に規制することを否定したことにはならない。たとえば、平成8年民訴法改正前には、別の箇所では、裁判の公正を確保する手段として、裁判官の除斥・忌避・回避という制度が存在する⁽²⁴⁾。このうち、忌避はその事由が「裁判の公正を妨げるべき事情」(民訴24条1項)と包括的・抽象的で、しかも申立てにより訴訟手続が自動

(24) この制度ならびに簡易却下については、拙稿「裁判官の除斥と忌避」伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』48頁以下(2009年)

的に停止される（民訴26条）。訴訟の引き延ばしや裁判官への心理的圧力を目的とした濫用的申立ても多いといわれてきた。本来の忌避裁判機関（民訴25条1項～3項）によって却下することは可能であるが、忌避の裁判のために別の合議体を組織することは、裁判官が3名以下の小規模な裁判所（特に支部）では実際上困難を生ずることもある。そこで、実務ではこれら忌避権行使を権利の濫用（忌避権濫用）と捉え、その対策として、刑訴法24条2項にならって、民訴法25条3項を適用せずに忌避を申し立てられた裁判官自ら簡易却下できるとする取扱い（札幌高決昭和51・11・12判タ347号198頁など）が広まっていた。この簡易却下についても平成8年改正時には明文化が検討事項とされたが、結局、立法化されるには至らなかった。しかし、そのことを以て簡易却下が否定されたわけではなく、平成8年民訴法改正後も実務では存在している（裁判例として、最近でも東京地判令和元年11月26日判例集未掲載LEX/DB25581956、東京地判令和3年7月13日判例集未掲載LEX/DB25600611など）。

そもそも平成8年民訴法改正作業の際、前述五1の(1)・(2)の案を結局採用しなかった理由として、当時の立案担当者は、「わが国の場合には、個人営業に極めて近い法人が多いこと等から、法人または商人であるか否かによって、合意の効力に全く異なる扱いをすることの合理性に疑問がある」ことを述べている⁽²⁵⁾。研究者からの「立法技術上の困難さを理由として実現に至らなかった」⁽²⁶⁾との記述は、このことを指している。その点では、消費者契約法制定後は、「消費者契約」が同法2条3項で、「事業者」が同法2条2項で、「消費者」が同法2条1項に定められていることからすれば、同法10条の適用対象の判別は容易になったので、消費者保護のために同法10条の規律を適用することは、困難ではなくなっている。

3 消費者契約法10条適用・類推適用論の実益

前述三でも紹介したように、事業者原告型の訴訟においては、原告所在地

(25) 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』（1996年・商事法務研究会）48頁。

(26) 伊藤眞・前掲註(8)88頁・註110。

(東京)に提起された訴訟を被告所在地(釧路)に移送するためには、消費者契約法により専属的管轄合意を無効にただけでは足りず、更に民訴法17条による裁量移送が必要となる。しかし、専属的管轄合意を無効にすることができれば、民訴法17条による裁量移送の必要性・許容性が裁判所によって認められる確率が上がる、ということは言えるであろう。

これに対し、事業者原告型のうち、(2)原告(消費者)が不特定物の引渡しや、既に支払った金銭の支払い等を被告(事業者)に求める場合には、専属的管轄合意条項を消費者契約法10条の適用・類推適用により無効にできれば、事業者所在地への移送は民訴法17条の裁量移送では規定上は可能であるが、認められる確率は低くなるので、消費者側の保護に資することになる。

4 結論

このように考えると、専属的管轄合意条項への消費者契約法10条適用・類推適用は肯定されるべきである。

前述四で検討した判例の中で、専属的管轄合意条項への消費者契約法10条適用・類推適用により無効としたのは【裁判例12】のみであり、しかも、差止訴訟であった。今後、この判例が最高裁でも維持されることが期待される。

(青山学院大学法学部教授)